

### メリット制改正の経過

年 度	メリット増減率		メリット制適用要件（事業規模）		備 考
	継続事業	有期事業	継続事業	有期事業	
昭和22年度					労災保険法の制定 メリット制適用開始 有期事業（建設事業）への適用  有期事業への適用（立木の伐採）及び一括有期事業の創設
昭和26年度	±30%		100人以上		
昭和30年度		±20%		確定保険料20万円以上	
昭和40年度				↓ 確定保険料20万円以上又は請負金額3,000万円以上（建設事業） 素材生産量1,000立方メートル以上（立木の伐採）	
昭和48年度			①100人以上又は ②30人以上100人未満かつ災害度係数0.5以上		
昭和51年度	±35%	±25%			
昭和55年度	±40%	±30%			
昭和61年度			①100人以上又は ②20人以上100人未満かつ災害度係数0.4以上	確定保険料100万円以上又は請負金額1億2,000万円以上（建設事業） 素材生産量1,000立方メートル以上（立木の伐採）	
平成13年度		±35%			
平成18年度		±40% (※)			
平成19年度					※立木の伐採の事業については±35%

- (注1) 有期事業は、建設の事業又は立木の伐採の事業であり、一括有期事業を含む。  
 ただし、一括有期事業については「適用要件（事業規模）」の請負金額と素材生産量の要件は適用されない。
- (注2) 災害度係数とは、労働者数に当該事業と同種の事業に係る労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た率をいう。